山形セレクション（地場産業型工業分野）認定要領

（目的）

第１条　この要領は、山形セレクション認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、「山形セレクション」の地場産業型工業分野の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（認定申請の募集）

第２条　知事は、認定の対象となる具体的な地場産業型工業製品を定めたときは、別途、募集要項を定め、認定の申請を募るものとする。

（申請書類）

第３条　要綱第７条第２項に定める申請書類は、次に掲げる書類とする。

（１）山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（別記様式第１号）

（２）山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（別記様式第２号）

（３）山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（別記様式第３号）

（４）山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（別記様式第４号）
（申請者が製造業を営む個人・法人で組織される法人・団体である場合を除く。）

（５）製品の写真

（６）定款（寄附行為、規約）

（７）商業登記簿謄本（住民票の写し）

（８）その他知事が必要と認める書類

（認定の審査）

第４条　要綱第８条第２項の規定による認定審査は、申請書類の審査及び申請に係る地場産業型工業製品の現物審査（以下「現物審査」という。）により行うものとする。

２　現物審査は、あらかじめ審査項目及び配点を定めて行うものとする。

３　現物審査に用いる現物の審査会場等への搬入等については、知事の指示に基づき申請者の責任において行うものとする。

（認定の更新）

第５条　要綱第１２条第１項の規定により認定の有効期間を更新しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、有効期間が満了する日の属する年の２月１５日から同月末日までの間に、次に掲げる申請書類により知事に申請するものとする。

（１）山形セレクション（地場産業型工業分野）認定更新申請書（別記様式第５号）

（２）山形セレクション（地場産業型工業分野）認定更新申請調書（別記様式第６号）

（３）その他知事が必要と認める書類

２　知事は、前項の申請に基づき有効期間を更新したときは、更新申請者に対して山形セレクション認定証（要綱様式第２号）を交付するものとする。

（費用負担）

第６条　要綱第７条第２項の規定による認定の申請に要する経費は申請者の負担とする。

（補則）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成１８年４月５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年２月９日から施行する。